平成２３年（フ）第１００６９号
東京都北区赤羽西４丁目10―９―102
債務者　二渡　栄子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００７０号
東京都板橋区宮本町18―７―202
債務者　尾張　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００７１号
東京都板橋区蓮根１丁目27―15―205
債務者　渡辺雅世こと　渡邊　雅世（旧姓塚越）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００８５号
東京都港区高輪３丁目４―12―303
債務者　内田　英子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３６号
横浜市中区小港町１丁目１番地５　ビューコート小港11号棟1103号室
債務者　永田　朝野
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８５２号
横浜市都筑区川和町2269番地４
債務者　川端　美穂（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８６９号
横浜市緑区長津田町2178番地１　杉山原第一コーポ106号
債務者　香西　理紗（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１１号
静岡市葵区与一５丁目８番53号　ジョインストリームＳ＆ＹＢ棟202号、旧住所東京都小平市仲町20番地の３　グレース秀和Ａ―403号
債務者　須佐　　忍（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４４号
静岡市葵区桜木町２番６号
債務者　森　　啓嘉
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５２号
岡山市東区可知４丁目４番Ｋ―104号
債務者　田中栄三郎
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５号
大分県豊後高田市来縄2926番地22
債務者　水間　幸代
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第４０号
長野県小諸市甲1680番地２
債務者　岩垂　秀幸
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第３９８号
静岡市葵区二番町７番地の１　コーポ静岡二番町202号
債務者　石原千恵子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２０号
静岡市駿河区西脇971番地の１　共栄マンション301号
債務者　萩原　静夫
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２１号
静岡市駿河区西脇971番地の１　共栄マンション301号
債務者　萩原　直美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部